

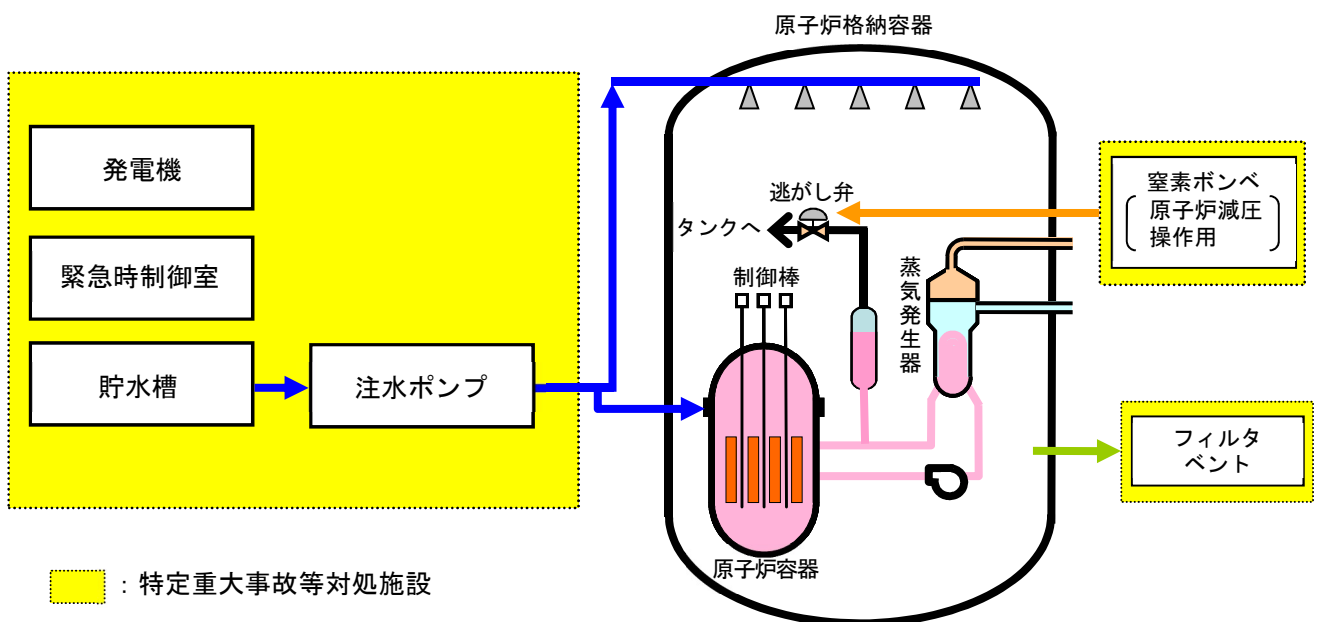
## 主な補正内容について

当社は、平成29年12月20日に提出した、玄海3，4号機の特定重大事故等対処施設の原子炉設置変更許可申請書について、これまでの審査内容を反映しました。

- ・ 敷地の地質・地質構造のうち、敷地内断層の評価に係る断層タイプの区分について、記載内容の充実を図りました。
- ・ 特定重大事故等対処施設に係る設計方針のうち、津波による損傷の防止に係る施設に対する記載について、記載内容の充実を図りました。

(参 考)

### ○特定重大事故等対処施設の概要図



### ○特定重大事故等対処施設

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、平成25年7月施行の新規制基準において、設置が要求されているもの。